

平成27年7月17日  
総務省北海道管区行政評価局

## 国の行政機関における自動体外式除細動器（AED）の設置、管理等に関する調査 ＜改善通知に対する改善措置状況＞

当局では、平成26年12月から27年3月にかけて、道内に所在する国の全行政機関等を対象に、来庁者等の一般市民への利用も想定されているAEDの設置状況等について把握するとともに、AEDを設置している行政機関のうち、来庁者の多い12機関25官署におけるAEDの維持管理状況等について実地調査した結果、12機関24官署において改善が必要な状況がみられたため、これら12機関に対して改善意見を通知しました（平成27年4月16日）。

今般、各機関から当局の改善意見に対する回答を受理しましたので、その概要を公表します。

- 改善意見の通知日：平成27年4月16日  
（通知先：12機関）
- 回答受理日：平成27年6月11日～7月3日
- 実地調査した行政機関数：12機関25官署

### ＜本件照会先＞

総務省 北海道管区行政評価局 第一部第一評価監視官室  
担当：栗山(くりやま)、角(すみ)  
電話：011-709-2311(内線3133) 011-709-1804(直通)  
FAX：011-709-1843 メール:hkd11@soumu.go.jp

# 改善通知に対する改善措置の概要

## 1 AEDの維持管理状況

### 調査結果

#### ① 日常点検の実施状況

- ・ 日常点検を月1回、週1回などしか実施していない、点検担当者が不在の日に点検を実施していないなど点検頻度が低い。
- ・ 点検結果の記録が不適切
- ・ 電極パッドやバッテリーの交換時期を記載する表示ラベルの取付や記載内容が不適切
- ・ AEDの使用に関する講習を受講していない者等が点検を実施

(9機関13官署)

### 改善通知事項

- ・ 全ての開庁日に点検を励行すること。点検担当者不在時も点検を励行すること。
- ・ AEDごとに点検結果を記録、保管すること。
- ・ 表示ラベルの取付、記載を適切に行うこと。
- ・ AEDの点検担当者に講習を受講させる機会を設けること。

### 主な改善措置

- ・ 全ての開庁日に点検を実施することとした。また、点検担当者の不在時に点検を行う職員を指定した。(旭川地方法務局)
- ・ 点検者不在時にも確実な点検体制となるよう、AEDの維持管理者から点検担当者等に対して、継続して注意喚起を行うこととしている。(釧路地方法務局)
- ・ 点検結果を記録する様式を改正し、点検者と点検結果を記載することとした。(札幌高等検察庁)
- ・ 庁舎警備員の毎日の巡回行程に組み入れ、巡回の都度点検を実施し、点検結果を記録することとした。(北海道財務局)
- ・ 全ての開庁日に点検を実施するとともに、点検結果を記録、保管することとした。(札幌国税局)
- ・ 下部機関に対して全ての開庁日に点検を実施し、記録を保管するよう指示した。(北海道開発局、北海道運輸局)
- ・ 表示ラベルの表示を適切な内容に改めた。(旭川地方法務局、札幌国税局、北海道労働局)
- ・ 点検担当者が講習を受講する機会を設けた。(札幌法務局、北海道運輸局)
- ・ 講習受講歴のある職員を点検担当者とした。(北海道労働局)

#### ② AEDの設置場所表示、保管場所の状況

- ・ 庁舎入口、入居官署案内板、エレベーターホール等にAEDの設置場所を周知するための表示が必要な状況
- ・ 事務室の書庫内など、来庁者の目につきにくい場所にAEDが保管

(8機関16官署)

- ・ AEDの設置場所を分かりやすく表示することについて検討し、必要な見直しを行うこと。
- ・ AEDをより分かりやすい場所に保管、移設すること等について検討し、見直しを行うこと。

- ・ 庁舎入口ドア、エレベーターホールの案内図、ロビーの入居官署案内板、エレベーター内の案内板等にAED設置場所の表示を行い来庁者への周知を図った。(函館地方法務局、旭川地方法務局、釧路地方法務局、北海道財務局、函館税関、札幌国税局、北海道労働局、北海道開発局)
- ・ AEDを来庁者の目につきやすい場所に移設した。(札幌国税局、北海道労働局)

## 2 職員に対する講習の実施状況

### 調査結果

#### ① 合同庁舎管理官署における講習の実施状況

- ・ AED設置後、入居官署の職員を対象とした講習を1回も実施していない。
- ・ 自官署の職員のみを対象とした講習しか実施していない。
- ・ 入居官署の職員を対象とした講習を実施しているが、直近3年間に実施していない。

(4機関6官署)

#### ② 単独庁舎入居官署における講習の実施状況

- ・ AED設置後、自官署の職員を対象とした講習を1回も実施していない。
- ・ 自官署の職員を対象とした講習を実施しているが、受講者数が少ない。

(5機関8官署)

### 改善通知事項

- ・ 合同庁舎入居官署の職員に対する講習を実施していない管理官署について、できるだけ多くの入居官署職員が講習を受講する機会を設けること。

- ・ 自官署の職員を対象とした講習を定期的実施していない又は受講者数が少ない官署について、できるだけ多くの職員が講習を受講する機会を設けること。

### 主な改善措置

- ・ 合同庁舎入居官署職員を対象とした講習を実施した。  
(北海道財務局、函館税関)
- ・ 合同庁舎入居官署に対して講習実施に向けた希望を募るなどにより、実施する予定。  
(札幌高等検察庁、北海道財務局(釧路財務事務所、小樽出張所)、札幌国税局)

- ・ 職員を対象としたAEDの取扱い等に関する講習会を実施した。  
(札幌法務局、北海道運輸局)
- ・ AEDの使用に関する講習の実施を予定。  
(札幌国税局)
- ・ 講習の実施、講習回数増加等により、職員の実講機会を増やす予定。  
(北海道労働局、北海道開発局)

### 3 AEDの設置情報の登録、公表の状況

#### 調査結果

##### ① 日本救急医療財団へのAEDの登録状況

- ・ 保有する全てのAEDの設置情報を登録していない。
- ・ 全部又は一部の情報を登録しておらず、かつ、登録内容が適当でない。
- ・ 全てのAEDの設置情報が登録されているが、登録内容が適当でない。

(10機関20官署)

##### ② ホームページにおける設置情報の公表状況

- ・ 自官署のホームページで公表しているが、一部のAEDを公表していない。
- ・ 自官署のホームページで公表していない。

(11機関23官署)

#### 改善通知事項

- ・ AEDの設置情報を財団に登録していない官署は、登録すること。登録しているが登録内容が適当でない官署は、必要な変更を行うこと。

- ・ AEDの設置情報を自官署のホームページで公表していない官署は、公表の可否を検討し、可能な限り公表すること。

#### 主な改善措置

- ・ 未登録となっていたAEDについて、財団への登録を行った。  
(札幌法務局、札幌高等検察庁、北海道財務局、函館税関、札幌国税局、北海道開発局)
- ・ 財団への登録内容が不適当となっているAEDについて、財団に変更依頼を行い修正した。  
(釧路地方法務局、北海道財務局、函館税関、札幌国税局、北海道開発局、北海道運輸局、札幌管区气象台)
- ・ AEDの保管場所の確定後、一括して変更する予定。  
(北海道労働局)

- ・ 自官署のホームページにAED設置情報を掲載し、公表した。  
(札幌法務局、函館地方法務局、旭川地方法務局、釧路地方法務局、札幌高等検察庁、北海道財務局、函館税関、北海道労働局、北海道開発局、北海道運輸局)
- ・ 今後、ホームページへの掲載を行う予定。  
(札幌国税局)